# 会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会(第37回)
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係
開催日時	令和元年10月15日(火)午後1時55分~午後3時03分
開催場所	小金井市役所西庁舎 第五会議室
委 員 出	出席委員 4人     委 員 長 中村 孝文 委員     副委員長 菅原 温子 委員     委 員 伊藤 茂男 委員 唐澤 寛 委員     欠席委員 1人     曽根 隆寛 委員
席 担 当 課 者	生涯学習部長 藤 本 裕 オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 内 田 雄 介 生涯学習課スポーツ振興係主任 岡 本 康 夫
事務局	企画政策課長 梅原 啓太郎   企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子
 傍聴の可否	可 一部不可 不可
会議次第	1 開会 2 令和元年度 諮問第3号 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理 者の公募について 3 その他 4 閉会
会議結果	別紙会議録のとおり

## 第37回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和元年10月15日(火)午後1時55分~午後3時03分

場 所 市役所西庁舎 第五会議室

出席委員 4人

委員長 中村孝文委員

副委員長 菅 原 温 子 委員

伊藤茂男委員 唐澤 寛委員

欠席委員 1人

曽 根 隆 寛 委員

### 担当課職員

生涯学習部長

藤本裕

オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長

内 田 雄 介

生涯学習課スポーツ振興係主任

岡本康夫

## 事務局職員

企画政策課長

梅 原 啓太郎

企画政策課企画政策係主任

金 原 真紀子

#### (午後1時55分開会)

◎委員長 それでは、ちょっと早いのですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。 ただいまから第37回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、本日は曽根委員から欠席の連絡が入っております。定足数につきましては、「小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第11条第2項に、半数以上で成立することが定められております。本日は5人中4人の出席ですので、会議は成立しているということを御報告申し上げます。

それでは、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募についてを 議題としたいと思います。

本日は、教育委員会から諮問書が提出されておりますので、諮問をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎藤本生涯学習部長 こんにちは。生涯学習部長の藤本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本来でございましたら、教育委員会を代表する教育長のほうから諮問をさせていただくところですが、あいにくほかの公務のため、私が代読させていただきますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

小教生生発第260号 令和元年10月15日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 中村孝文 様

小金井市教育委員会 教育長 大 熊 雅 士

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり下記の事項を諮問します。

記

- 1 令和元年度諮問第3号
  - 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について
  - (1) 指定管理者公募施設

小金井市総合体育館

所在地 小金井市関野町一丁目13番1号

小金井市栗山公園健康運動センター

所在地 小金井市中町二丁目21番1号

- (2) 諮問に係る書類提出
  - ア 指定管理者募集要項
  - イ 仕様書
  - ウ 指定管理者選定基準
  - 工 様式等

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長 ただいま、教育委員会から1件諮問を受けました。

なお、本日は、説明のために担当職員に出席いただいております。事務局のほうから紹介を お願いしたいと思います。

- ◎梅原企画政策課長 それでは、担当課の出席者を紹介させていただきます。本日の議題は生涯学習課の担当となります。初めに、藤本生涯学習部長です。
- ◎藤本生涯学習部長 生涯学習部長の藤本です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ◎梅原企画政策課長 オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当の内田課長です。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 内田です。よろしくお願いいたします。

- ◎梅原企画政策課長 担当の岡本です。
- ◎岡本生涯学習課主任 生涯学習課の岡本と申します。よろしくお願いいたします。
- ◎梅原企画政策課長 以上で担当課職員の紹介を終わります。
- ◎委員長 ありがとうございます。

それでは始めたいと思いますが、まず担当課から説明をお願いします。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 それでは、総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について説明をさせていただきます。

事前に、指定管理者募集要項、指定管理業務仕様書、様式、長期修繕計画をお配りさせていただいておりますが、募集要項に一部訂正等がございますので、本日、正誤表を机上に配付させていただきました。

また、事前に、5ページの8番の(5)、土・日というのがあるのですが、こちらを削るような形にさせていただこうと思います。

あと、同じく8ページの表の下の※、こちらが上の内容と整合がとれていないところがありますので、こちらを訂正させていただきたいと思います。

次に、本日、新たに4点の資料を配付させていただいております。総合体育館・栗山公園健康運動センターの条例・規則、それから備品台帳、平成26年度~30年度の決算資料(利用状況)と、平成30年度の公益使用に係る資料です。

それでは、募集要項の説明をさせていただきます。初めに、募集要項の2ページから4ページを御覧ください。公募の趣旨、施設の概要、施設の設置目的を記載しております。

総合体育館は、平成元年に開設されまして、地下1階、地上2階の施設となっております。 設置目的は、小金井市体育館条例第1条「市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興 を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため、体育館を設置する」と定めております。

栗山公園健康運動センターは、平成6年に開設されまして、地下2階、地上4階の施設となっています。設置目的は、同じく小金井市栗山公園健康運動センター条例第1条「市民の心身の健全なる育成と健康の維持増進に寄与するため、小金井市栗山公園健康運動センターを設置する」と定めています。いずれの施設も、教育委員会が管理者でございます。

4ページから5ページを御覧ください。指定管理者の指定期間を御覧ください。

こちらは、いずれの施設でも平成21年度から指定管理制度を導入しておりまして、平成21年4月から26年3月までを1期目、平成26年4月から31年3月までを2期目としています。一方、平成30年度には、いずれの施設も築後25年から30年が経過することから、老朽化の著しい箇所の洗い出しを含め、両施設の大規模修繕の設計委託を進めてきたところであり、その設計委託の成果物が、事前にお手元に御配付させていただいた修繕計画でございます。

平成31年度以降の指定管理者の選定に当たっては、修繕計画が策定中だったこともありまして、策定状況を見なくては事業採算性を含む諸条件を整えることが困難であるといったこと

が大きな課題となりましたので、指定管理者選定については、修繕計画の策定後に改めて公募 に取り組むことといたしまして、平成31年度の指定管理者選定に当たりましては、平成31 年4月から平成32年3月までとしたところです。

これらのことから、今回公募を行うもので、今回の指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

続きまして、6番、指定管理者の募集及び選定方法・選定委員会の設置につきましては、小 金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき実施いたします。具体的には、 第1次の書類審査、それから第2次の審査プレゼンテーションを行います。

7、指定管理者の公募スケジュールを御覧ください。こちらは本日10月15日に選定委員会、18日の金曜日に、本日の選定委員会での指摘事項を修正の上、募集要項・仕様書をホームページにアップ、23日の水曜日には現地説明会の申込みの締切をさせていただいて、25日の金曜日に現地説明会、31日の木曜日に質問の受付を締め切りまして、11月7日の木曜日に質問を回答させていただきます。11月11日の月曜日から14日の木曜日に書類提出、25日の月曜日に第1次審査を予定しております。なお、12月末の第2次審査を経まして、来年3月の第1回市議会定例会において指定管理者の指定の議案を提出したいと考えております。

正誤表に書いておりますが、事前に配付させていただいた資料では、11月に現地説明会、12月に選定委員会の開催となっておりますが、10月の現地説明会、11月の選定委員会と訂正させていただきます。

8番、公募の手続ですが、公募のお知らせに関しましては、既に本日付の市報に掲載してございます。また、「10月19日以降、市のホームページに掲載」となっていますが、本日の結果によっては10月18日から掲載する予定としておりまして、市報では「10月18日金曜日予定」と掲載をしています。

- (4) 質問事項に関しては、先ほど申しましたように、11月7日の木曜日とさせていただきます。
- 次に(6)の第2次審査ですが、こちらは、プレゼンテーションには指定管理者となった場合の施設長候補に必ず参加していただきたいと考えております。
- 5ページの、指定管理者が行う業務の範囲は、いずれも小金井市体育館条例、それから栗山 公園健康運動センター条例に定められたものとなっております。
- 6ページから12ページ、指定管理者による管理運営の条件等、応募の条件等のうち8ページの計画的修繕について、改修工事・修繕等による閉館を除いては記載のとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。
- 10番、計画的修繕について、11番、改修工事・修繕等による閉館については、先ほど御 説明をさせていただきましたが、教育委員会では昨年度、両施設の長期修繕計画を作成してお りまして、今後、大規模修繕を予定しております。令和2年度は総合体育館、令和3年度は栗

山公園健康運動センター、令和4年度は総合体育館と、両施設で施設の稼働を補い合うように 工事を進める予定でおります。

つきましては、この事前に計画されている工事につきましては、休業補償の対象としないことといたします。ただし、それ以外の修繕等により一定期間の閉館となった場合の利用料金の収入減についての休業補償などは、リスク分担表のとおりとするものです。

12ページの選定に関する事項を御覧ください。1番、選定方法です。先ほど説明いたしましたとおりで、第1次審査は11月25日、月曜日を予定しているところです。

2の評価項目を御覧ください。別紙の、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者選定基準と併せて説明をいたします。こちらは、11ページの提案内容が反映された内容となっていますが、20項目を5つの区分でまとめています。それぞれの評価項目ごとに、5の「特に優れている」から1の「劣る」までの5段階で評価し、選定委員のそれぞれの区分ごとの評価項目の合計点が40%に満たない場合、また、区分全体の総合計得点が60%に満たない場合は、2次審査を行わないとするものです。

13ページの協定に関する事項から、15ページの添付資料までですが、添付資料のうち、 5番の減額・免除一覧ですが、こちらは本日作成が間に合いませんで、大変申し訳ございませんが、お手元に参考として平成29年度の減額・免除一覧をお配りさせていただいております。 こちらは、明後日までには30年度に書きかえまして、完成する予定としております。

大変駆け足で恐縮ですが、募集要項の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎委員長 それでは、担当課の説明が終わりました。これから順次質疑を行いたいと思います。 大きく2つの点に分けて質疑をさせていただければと思います。1つ目は、募集要項及び業務 仕様書の内容について、それから2つ目は選定基準についてです。今説明をいただきましたが、 これについて質疑を行いたいと思います。

それでは初めに、募集要項及び業務仕様書の内容について質疑を行いますので、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

◎委員 8ページの、計画的修繕についてという部分ですが、先ほどの説明で、長期修繕計画に基づいて改修工事を行う場合については、休業補償を行わないという御説明でございました。

それで、配っていただいた長期修繕計画を見ますと、年度のうち、いつ頃やるかということについては書かれていないように思います。そうすると、応募してくるときに、例えばプールがいつ頃使えなくなるのかとか、体育館がいつ頃使えなくなるということは、この修繕計画だけ見たら分からないような気がしまして、そうすると、提案をするときに、業者の人は、どこがいつまで閉まるというのをおのおのが想定をして、事業なり予算なりを組んでこいということになってしまうのかというのが1点。

休業補償を行わないですけれども、閉まっているといっても施設の管理費とかは発生するので、去年の説明では、それについては管理委託料の中に含まれていますという言い方でした。 ただ、実際問題として、施設が閉まって貸し出しできない状況になってくると、人件費のよう なものについて、例えば必要なくなるような事態も若干想定されるのではないかと思いますの で、その辺の、指定管理委託料と休業補償の関係がどういうふうになるのか、少し説明が欲し いなと思います。

ですから、応募に当たっては、長期修繕計画で体育館が来年度とその1年後、それから栗山については再来年度、大規模な修繕が予定されておりますが、それは見込まないで、何もないという状況で提案書を出していただくということなのか、その辺がちょっと分からないので、審査のしようがないような気がするんです。ですから、業者さんがそれぞれ見込んでしまったときに、比較ができないような気がしますので、その辺がどうなのか、見解をお願いします。

◎委員長 それでは、担当課のほうから説明をお願いします。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 まず、担当課としては、一応計画期間といいますかスケジュールといいますか持ってはいるのですが、これが最終的に確定かというと、そこまで言い切れないものですから、現地説明の質疑のときにと思っていたところです。表に出したほうが、確かに分かりやすいところではありますが、計画とおりに行くかというところまで言い切れないというところがございまして、今回募集要項の中には載せていないようなところがございます。

一応、指定管理料に関しましては、工事を全てやった場合を想定して出していただきたいと 思っております。

◎委員 例えば、長期修繕計画の総合体育館のほうですが、ページがふっていないのですが、 全体工事管理表というのがあって、どこをやるのかというのがこれだけではなかなか分かりに くいのですが、上のほうにプールの天井とか剣道場の床更新とか書いてありますので、そうい う意味では、プールの天井をやっているときは、多分プールは貸し出せないと思います。

そういう意味で、今、課長がおっしゃったように、ある程度の期間は想定をしているのでしょうけれども、応募側が想定してしまうと、2者なり3者なり4者なり来たときの評価をするときに、同じ時間で閉館するという共通の認識がそれぞれないと、比べようがないと思うんです。

ですから、そこのところは、休館しないという想定で出してくれというのか、ある程度、いつ頃工事があるから見込んでくれというのか、そこははっきりさせたほうがいいような気がするのですが。

- ◎委員長 いかがでしょうか、担当課のほうは。
- **◎委員** 結局、自主事業というのがありますよね。そういう見込みも、使えるか使えないかによってかなり出し方が、なかなか5年間を想定するというのは難しいとは思うのですが。
- ◎藤本生涯学習部長 そうですね。例えば、今回1期工事をやって、これから2期工事、3期工事、4期工事みたいな形で、総合体育館プール、次が栗山公園健康運動センター、総合体育館という形になっていくので、おおよそのところとか、大体何か月ずつ休むということは、同じ条件で言っておかないと、応募してきた業者も迷ってしまうというところがあるかと思いま

す。その辺のところは大体同じ算出で出せるように、それぞれの業者に伝えなくてはいけない と思っていますので、おおよその工事する場所というのは出ていますので、それに合わせたよ うな形で、それぞれの業者に同じ説明ができるようにした上で、休業補償というところも考え ていただきたいと考えています。

- ◎委員 その内容は、委員は知らなくてもいいのですか。何年度にどこを改修する予定ですから使えませんみたいなことについて、我々は知らなくて、出てきたものを比べるということで。 我々もそこは、同じ条件のものをお知らせいただいたほうが、良いのではないでしょうか。
- ◎委員長 確かに、同じ条件で応募してもらわなければ比較ができませんのでね。やはり、予定が動いたとしても、現時点の予定はオープンにしておいたほうがいいような気がします。
- ◎委員 来年度に何か月ここが使えません、再来年度はどこが何か月使えませんというのは、 一応、皆さんに同じように説明しないと、できないですものね。
- ◎委員 これだけだと、いつやるか分からない。金額と、ある程度どこをやるかは分かるのですが。
- ◎藤本生涯学習部長 今皆さんにお配りしますが、工事の日程予定が分かるものを、募集の際には資料として公表いたします。
- ◎委員 その次の11番ですが、大規模な修繕以外の改修についてはリスク分担表のとおりと書いてあるのですが、リスク分担表のどこに当たるかというと、その他、上記に含まれない事項のところしかないのですが、そういう意味では、リスク分担表と書かないで、両者で協議しますでいいような気がするのですが、細かいですが。リスク分担表のどこに該当するのでしょうか。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 修繕ということでいいますと、施設・設備の損傷というのが 7 ページの一番下にあるのですが。
- ◎委員 ここですか。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 一応、修繕に関してはここに書いたとおりです。
- ◎委員 分かりました。
- ◎委員 さっきの修繕のお話ですが、130万というのは、7ページの経年劣化によるもの(1件当たり130万円未満のもの)は指定管理者だったので、経年劣化によるもの(上記以外)は協議事項となっていて、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(1件当たり130万円未満のもの)は指定管理者となっているのですが、6ページのⅢの3の(2)だと、教育委員会の負担する経費で、修繕関係は1件130万円以上の修繕に要する経費は教育委員会が負担するとなっていて、それ以外は指定管理者となっていますが、これは、130万円以上だったら教育委員会が全部負担というように読めてしまって、こちらのリスク表のほうでは、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないものは指定管理者で、それ以外の経年劣化によるものは協議で定めるとなっているのですが、これはどっちが正しいのですか。

- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 基本的には130万円以上に関しましては、市のほうでという考え方です。
- **◎委員** そうすると、リスク分担表が、何かもめたときに、どっちが正しいんだというふうに 突っ込まれないかなと思ったのですけど、市のほうがですね。協議によって定めるとか、そう ではなくて、130万円以上だったら市で、それ未満だったら指定管理者とするのか。ちょっと、整合性が合わないような気がします。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 現在も基本的には同じような形でやっている部分はあるのですが、要するに、定めた金額以上であれば、市のほうで修繕させていただいているようなところがございますので、その趣旨にのっとった形となっております。
- ◎委員 協議にするのはちょっともめそうかなと。双方はどっちの理解なのかという、2通りに読めてしまうような気がするので、どっちかにそろえたほうがいいかなと思うんですが。
- ◎委員長 130万円以上のものについては市のほうで負担をする。130万未満の場合が指定管理者ということですよね。
- ◎委員 130万円未満か。私、間違えていました。失礼しました。私の勘違いです。申し訳ありません。ほかにもう1点よろしいですか。
- ◎委員長 はい、どうぞ。
- ◎委員 もう1点ございまして、計画的な修繕に関する負担について、ここに書いていないのですが、負担は市ですよね。
- 〇内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 市です。
- ◎委員 それは書かなくても分かるものなのでしょうか。
- ◎委員長 今の、7ページ、8ページの表の中にないということでしょうか。
- ◎委員 ここは書いていないです。8ページの10番。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 計画的修繕に関しては、これは当然、小金井市のほうで負担していく形になると考えております。お配りした資料に載っていないもの、要するに緊急的な修繕、突発的なものに関しまして、リスク分担表の中にあるような130万というところを基準にした負担分けをして、修繕をすることと考えております。御指摘については、計画的修繕の負担の記載を書いてはどうかということでしょうか。
- ◎委員 そうです。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 分かりやすいと思いますので、 記載させていただきます。
- ◎委員長 ということは、この表に入れるということ、あるいは別の番号をつけて記すということですか。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 10番の計画的修繕については、一応「市では」という形で書いてはおりますが。

- ◎委員長 休業補償の対象にならないのは、計画的修繕計画に基づく工事ということですよね。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 そうです。計画的修繕は、休業補償の対象にはなりませんということになります。ただ、工事自体は市の負担で行いますということになりますので、その旨を付記したいと思います。
- ◎委員長 委員の御質問は、それ以外の、ここに載っていないような突発的な修繕の必要性が 出た場合にどうするかということでしたね。
- ◎委員 その場合、130万円以上であれば市が負担で、それ以外は指定管理者が負担で、計画的修繕の範囲を明確にして、それは市が負担すると。
- ◎藤本生涯学習部長 そうです。そして計画的修繕の内容としては、総合体育館の大体育室や小体育室の工事とかが記載されているのですが、これに伴って休館せざるを得ないので、何か月間という工事対象期間が入っています。その期間施設が利用できない場合もありますので、その部分の休業補償が出ませんということです。

ただし、栗山公園健康運動センターと総合体育館を同時に工事するということは考えていませんので、双方交互で補完しながらやるような形を考えていますので、指定管理者には、双方を考えながら、人的配置もしていただきたいということです。

- ◎委員長 そうすると、この文言の修正は必要ないということでよろしいですか。修正が必要だということになりますか。
- ◎藤本生涯学習部長 10番を分かりやすく修正して、別紙資料として先ほど配布した資料を付けたいと思います。
- ◎委員長 よろしいですね。
- ◎委員 さっきの休業の関係と指定管理委託料の関係ですが、本日決算資料が配られまして、総合体育館のほうの指定管理、収入のほうですが、業者に入る指定管理料収入という金額を見ていただきますと、平成26年度から30年度まで載っていまして、おおよそ1億1,000万円前後でずっと推移をしています。

それで、今年度ですが、令和元年度については1年間だけ指定管理をやっていただくのですが、今年の11月初旬から来年3月まで、総合体育館の第1期工事が入って、予算額については2億434万7,000円、これに載っているとおりの数字が出ています。それにもかかわらず、管理委託料については1億1,350万円ということで、平成30年度よりも多い金額が予算措置されています。

ということは、体育館の空調機器、あるいは地下1階の男女トイレの改修を行うために、1 1月から3月まで部分的に使えなくなっても、管理委託料は毎年と同じ金額が予算措置される ということは、事業をしなくても大体同じだけの管理委託料は予算措置されるのだという理解 になってきてしまうような気がするのですが、そこら辺がちょっと整合がとれない。閉めてい るのに減らないのはどうなんでしょうか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 それは、施設が空いている間

は自主事業をやりますので、その部分で指定管理者も収入は増えているわけですが、閉鎖する と逆にそれがなくなってしまうというところがあって、その部分で委託料が上がるような形に 構造的にはなってしまうんですけれども、総合体育館に関しては、教室みたいな自主事業とい うのは幸いやっていないところがありますので、それほど今回は上がらなかったのですが、多 分、今後プールなどをやっていくに当たっては、プールは非常に生徒さんも多い教室をやって いらっしゃるので、そこの部分ではかなり指定管理料というのは見込まないといけないのかな と、私どもは思っております。

要するに、自主事業分が入らなくなる。自主事業が入るから指定管理料を抑えるというところがありますので、それが閉鎖期間中はなくなってしまいますので、逆に、どうしても閉鎖していると、その間お金がかからないと思いがちですが、むしろ、その部分で収入が減るのだというところで、御認識いただければと思います。

- ◎委員 そうすると、休業補償しないというのは、そういう意味では、自主事業の収入が入ってこない部分を指定管理料で補償しているということですか、今のお話ですと。
- ◎藤本生涯学習部長 この間も指定管理の契約をしていながら、突発的な大規模修繕みたいなものが入ってしまって、休館にせざるを得なくなったときに、指定管理者としては収入源がその間なくなってしまう。要するに、それはどちらもリスクがあるのですが、市のほうの都合で閉館をしていた期間があると、その部分にも、指定管理者としては人も雇っているし、その人たちは解雇できないしというところがある中で、その部分で休業補償というのが、今まで過去にもあったという経過があって、今後、やはり同じような工事を見込んでいる中で、なるべく休業補償という形ではなくて、決められた工事計画の中で委託料というのを見込んでいただきたいということで、今回、工事日程とかも出しながらの5年間の指定管理を考えたところです。
- ◎委員 そうすると、業者さんのほうは、ある程度、閉まるという前提で自主事業収入とか利用料金収入を減らした形で出してくるから、そういう意味では、指定管理の収入は減った形で出てくるという理解になりますか。
- ◎藤本生涯学習部長 減った形で出さなくてはいけないのですが、その後すぐに人が必要になったりというところもあるので、さほどは変わらないのかなと。逆に、休業補償分を抑えていただきたいというところです。
- ◎委員 市民交流センターの場合は、一定、指定管理委託料については上限がある、数字でも う出しておいて、この範囲で提案してくださいという言い方をしていたのですが、清里とか体 育館についてはそうではなくて、業者さんのほうの提案だという言い方なのですが、過去の例 がありますので、業者さんとしても、これぐらいはもらえるという中で提案をしてくるという ことになりますかね。
- ◎藤本生涯学習部長 そういうふうに考えています。その中で、これまでもそうなのですが、 収支というところがありますので、利用者が多ければ多いほど、指定管理者の収入というのは 増えますので、それが委託料と比べてある程度超えたときには、成果配分という形を決めて、

ある程度市にもバックするような形もとるということです。

ただ、今後、工事をやることが多くなってくると、そういうのはあまり見込めなくなるだろうなと思っています。

- ◎委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。
- **◎委員** 募集要項の9ページの13番で、栗山公園健康運動センターがネーミングライツ導入 に向けて検討を始めていますということなのですが、導入はいつごろの予定なのでしょうか。 あと、導入されたときに、また経費の話になってしまうのですが、名前が変わることによって いろいろな経費がかかると思うのですが、それはどちらで分担することになるのでしょうか。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 ネーミングライツに関しましては、これは行財政改革の計画の中に載っていることなのですが、できるだけ早く検討したいと思ってはいるのですが、なかなか進んではおりません。できるだけ早く取りかかっていきたいとは思っています。
- ◎藤本生涯学習部長 経費については、交流センターのときのネーミングライツもそうなのですが、まず必要になってくるのが、看板を施設にかける。それはネーミングライツパートナーさんのほうの費用でやっていただく。そのほか、「総合体育館」と書いてあるパンフレット類がいっぱいあるんです。それらをある程度変えていかなくてはいけないので、そのときは修正できる範囲であれば修正するのですが、一応、在庫があるものはそのまま使って、その次から変えるとか、その辺は協定によって、ネーミングライツのパートナーさんと取り決めをする中で決めていくものかなと考えていますので、交流センターの場合は、それほど指定管理者に対しては負担がないような形では進めていけたのかなと。
- ◎委員 基本的には、ネーミングライツで指定管理者のほうで負担すべきものはあまりないのでしょうか。
- ◎藤本生涯学習部長 あまりないですね。指定管理者のほうで負担するものとすれば、やはりパンフレット類があるのですが、それも、要するに在庫を使ってもらった後には名前を変えてもらうというような指示になりますので、もし、その前に行政が張り紙等で変えるようでしたら、それは市のほうから何らかの通知をしたりとか、パートナーさんと考えて名前のところにテープを張るだとか、そういう対応も考えられるのかなと思っています。

その他、あとは道路にある表示もあるのですが、それは市のほうと、やはりネーミングライツのパートナーと双方で、どっちが何を負担するかというところを決めながらやっていくのだろうと考えています。

- ◎委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。
- ◎委員 もう1点、7ページのリスク分担で、税制の変更で、法人税・法人市民税率の変更は 指定管理者ということで、管理運営に直接影響する税制の新設・変更は協議事項となっていま すが、委託管理料の消費税率について今後もまた上がる可能性があるかと思います。その場合、 消費税の負担はどうなるのでしょうか。

- ◎藤本生涯学習部長 当然、消費税については、委託する金額には消費税がかかることになります。あとは、利用料とかとの関係をおっしゃっていますか。
- ◎委員 いえ、委託料の消費税についてです。それは、上がったときにはどうするのか。
- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 基本的には、年度協定なども 結んでいますので、そちらでの対応になってくると思います。
- ◎委員 上げていくんですか。
- ◎藤本生涯学習部長 消費税の関係は税法どおり行うことになりますので、委託料に関して消費税がかかるものについては、かかってしまうという考え方です。
- ◎委員 分かりました。それは一応、協議事項と書いてあるけれども、消費税は別ということですね。
- ◎藤本生涯学習部長 そういうことです。
- ◎委員長では、よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。 なければ、2つ目の選定基準のほうに移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- ◎委員長 それでは、2つ目の選定基準について質疑を行いたいと思います。いかがでしょうか。
- **◎委員** 提出していただく事業計画書について、大きな項目で1から4まであります。それから選定基準の評価項目の評定表については1から20までありますので、市民交流センターの場合ですが、評価項目と提出される計画書の一致する部分について、一覧表のようなものがもしできれば作っていただいて、ここを評価するときはこの辺を見てくださいみたいな一覧表が欲しいと思います。

例えば、選定基準の1の1、施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていることについては、事業計画書の2番、管理運営基本方針、この辺を読み比べて評価すれば、評価項目の 1の1は大体評価できますよという形のチェックするための一覧を要望したいと思います。

- **◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長** こちらはお作りします。
- ◎委員 よろしくお願いします。
- ◎委員長 それでは、作っていただくということですので。ほかにいかがですか。
- ◎委員 評価項目、選定基準、直接関係があるかどうかわからないのですが、前回、市民交流センターのときに、1次審査、2次審査を終えて、採点をした際、もちろん委員の自主的な採点については尊重していただくのですが、委員長のほうで最終的に点数を見たときに、極端に点数が開いているときについては、確認を行うという措置がとられました。今回についても、もしも委員間で極端に点数の開きがあったときには、同様に委員長に確認をとっていただきたいという要望です。

それで、前回の平成26年のときに、3者応募があって、2次審査のときに1者辞退が出て、 2者で評価をしています。それで、500点満点で、今回選ばれている業者については327 点、B者については321点と、6点しか開いていない状況で選定されていますので、今言ったような点について御配慮をいただければと思います。

それと、ちょっと先ほどの話に戻るのですが、さっき課長の説明の中で、1次審査あるいは 2次審査において、最低基準あるいは全体で6割以上の得点という部分についてお話がありま して、そのことについて、募集要項の中に書かれていないので、それは書いておいたほうが。 書いてありますか。

- ◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 一応、募集要項の11ページに。一番上の(10)にございます。
- ◎委員 失礼しました。それでは結構です。
- **◎委員長** それでは、最初の委員長に対する要望は、そのように対応したいと思います。それから2つ目は、今、書いてあるということで、了解いただくということになります。

ほかにはいかがですか。もしないようでしたら、選定基準はよろしいでしょうか。 その他、何か今回の公募について質疑があれば。

- ◎委員 この間、私たちもいくつかの施設で審査をしてまいりましたが、だんだん応募が減ってくるという状況がありますので、総合体育館・栗山公園健康運動センターについては、1期のときが説明会に44者来て応募が5者、2期目が説明会に17者が来て応募が3者ということでした。やはり、なるべく多くの方に応募していただいて、競争する形で選んでいければと思いますので、何か応募を増やすような策を考えていらっしゃるか、教えていただきたいと思います。
- ◎藤本生涯学習部長 いろいろな諸条件、施設も古くなってきたりしてはいますが、やはりなるべく多くの参加者に参加してもらった上で、公平で適正な選定ができるように、市報を始め広報していきたいと思います。例えばホームページだけではなくてツイッターだとか、管財課のほうの業者選定のほうとかも確認しながら、なるべく広報の仕方を工夫して多く来ていただけるようにしていきたいと考えています。
- ◎委員 よろしくお願いしたいと思います。
- **◎委員長** 今、ツイッターという話が出ましたが、前回と比べてプラスになった部分は、具体的に何かあるのですか。
- ◎藤本生涯学習部長 変わったところは修繕ですね。今までは、市は50万円以上の修繕、指定管理者は1件が50万円以下というところでやってきたのですが、50万円以下の修繕というのも、トイレだとかいろいろなところが結構壊れて多くやっていただいているのですが、どうしても物が老朽化してくると、50万円以上かかるようなものというのもかなり出てきています。その中で、成果配分で調整するよりは、できるところまで修繕をしていただきたいなというところがあるので、最低額を50万円から130万円に、今回は上げてあるというところと、やはり先ほど言いましたような休業補償の件も組み込んだ指定管理の委託料を参考にしていただきたいというところが、前回と今回は大きな違いとなっているところです。

◎委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。もしなければ、以上で本件についての質疑を終了したいと思いますが、よろしいですか。

# (「はい」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、本委員会として、教育委員会から諮問のあった小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者公募については、意見をつける必要があるのか、つける必要はないのかということですが、諮問のとおりということでよろしいですか。

## (「はい」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、御異議がなかったということで、本件については意見等をつけないということで答申をしたいと思います。

それでは次に、本件に関して、1次審査、2次審査のあり方について協議をさせていただき たいと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 1次審査につきましては、先ほど決定いたしました選定基準に基づき書類選考を行います。応募状況にもよりますが、総合的に合計点数の上位から3者までに絞り込みたいと思っております。2次審査は、1次審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑の審査を行いまして、1次のときと同じ選定基準で採点をし、合計点数の一番高い団体を候補者に決定するという形にできればと考えております。

2次審査の時間としましては、1者当たりプレゼンテーション15分、質疑30分、審査1 5分の合計60分で行うという形の提案をさせていただきたいと思います。御協議のほう、お願いいたします。

なお、2次審査においてはパワーポイントの使用は認めることとし、要約版等の追加資料の配付は認めないこととしたいと思っております。併せて御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎委員長 ありがとうございました。

事務局から1次審査、2次審査について提案がありましたが、いかがでしょうか。御意見が あればお願いしたいと思います。

非常に応募が、悲観的な見方ですが、応募が少なくて、3者に絞り込めない、1者しか残らないみたいな場合はどうしたらいいですか。それはやってみなければ分からないと思いますが。

- ◎梅原企画政策課長 万が一、1者という場合には、その場合も全体の60%とそれぞれの項目40%の基準で審査いただくということになります。
- ◎委員長 はい。1次審査、2次審査、よろしいですか。

それでは、御異議がないようですので、以上の説明を異議なしと認めたいと思います。

したがって、本件につきましては、事務局提案どおりに決定いたしました。ありがとうございました。

それでは、その他で何か、事務局のほうからあればお願いいたします。

- ◎梅原企画政策課長 次回以降の委員会の開催日程についてでございますが、事前に委員の皆様と調整させていただきまして、次回の第1次審査は11月25日の午後2時から、その次が2次審査として12月23日、午後2時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。
- ◎委員長 ではよろしくお願いいたします。事務局の説明どおりの開催にいたしたいと思います。

それでは、以上で本日の議題は、議事が全て終了ということですので、これをもって閉会と したいと思います。ありがとうございました。

(午後3時03分閉会)